

令和7年4月採用 木島平村職員<後期>採用試験 受験案内

◆第一次試験	令和6年9月23日(月・祝)
◆受付期間	7月12日(金)～8月26日(月)

公務員試験の勉強をしていない方でもチャレンジしやすい試験です。

皆様の応募をお待ちしています。

申込み・問合せ先
〒389-2392 長野県下高井郡木島平村大字往郷 914 番地 6
木島平村 総務課 総務係
電話 0269-82-3111 内線 108
メール soumu@vill.kijimadaira.lg.jp

木島平村職員採用候補者を決定するため、次のとおり採用試験<後期>を行います。

1 試験の区分、採用予定人員及び受験資格等

試験区分	採用予定人員	受験資格等	
		年齢	学力等
行政事務 (初級)	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた人	①学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人 ②採用後、速やかに木島平村に居住する人
社会福祉士 (上級)	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人	①学校教育法による大学を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人 ②社会福祉士の資格を有する人又は令和7年3月までに取得見込みの人
社会福祉士 (中級)			①学校教育法による短大を卒業した人 ②社会福祉士の資格を有する人
保育士 (中級)	若干名	平成10年4月2日以降に生まれた人	保育士の資格を有する人又は令和7年3月までに取得見込みの人

※各試験区分共通資格 普通自動車運転免許証を有する人又は令和7年3月までに取得見込みの人

2 受付期間

試験区分	受付期間
行政事務（初級）、 社会福祉士（上級）（中級） 保育士（中級）	令和6年7月12日（金）～8月26日（月）

※平日の午前8時30分から午後5時15分まで書類を受付けます。
（持参、郵送ともに受付期限必着）

3 欠格事項

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 木島平村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日程及び会場

試験区分	試験日程	試験会場
行政事務 （初級）	◆第一次試験 令和6年9月23日（月・祝） 午前8時30分～午後2時頃 ※終了時間は前後します。 ○試験内容 ・SPI3（能力検査、性格検査） ・作文試験 ・面接試験 ◆第二次試験 令和6年10月12日（土）（予定） ○試験内容 ・面接試験 ・資格調査	木島平村役場
社会福祉士 （上級）		
社会福祉士 （中級）		
保育士 （中級）		

5 試験内容

- (1) 第一次試験

試験項目	試験内容
SPI3	性格検査・能力検査
作文試験	一般的事項についての作文試験
面接試験	人物について個別面接

- (2) 第2次試験 全試験区分共通

試験項目	試験内容
面接試験	人物について個別面接
資格調査	受験資格調査

6 受験手続き

(1) 申込先

木島平村役場 総務課 総務係

〒389-2392 長野県下高井郡木島平村大字往郷9 1 4 番地 6

(2) 提出書類

試験申込書

※受験案内及び申込書は、総務課総務係でお求めいただくか、村公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(3) 受験票

受付期間終了後、受験票を交付（郵送）します。

7 合格から採用まで

最終合格者を木島平村職員採用候補者名簿に登載し、名簿に登載された者のうちから採用を決定します。

なお、採用は令和7年4月1日付の予定です。

8 給与

一般職の職員の給与に関する条例に基づき支給されます。

初任給は、学歴及び卒業後の職歴等を有する場合は、規定に基づき算定された額になります。

(参考) 新卒採用の初任給

※令和6年4月1日現在の額

試験区分	給料月額	備考
大学又は高等専門学校卒 (上級)	196,200 円	昇給年1回 通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当等それぞれ支給条件に応じて支給されます。
短大又は専門学校卒 (中級)	179,100 円	
高等学校卒 (初級)	166,600 円	

9 勤務条件

勤務時間	原則、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間含む）の7時間45分です。
休日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日
休暇	年次休暇（採用年15日、2年目以降年20日）、特別休暇（夏季、結婚、育児参加、産前産後等）、療養休暇等があります。

10 その他

(1) 試験申込書に不備があるときは、受理できません。

(2) 試験申込書は、本人が記入してください。

(3) 受験資格がないこと又は試験申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。